

(注1) このひな型は「条例」としていますが、条例、教育委員会規則、要綱などの形式は各地方公共団体の状況に応じて選択していただく必要があります（必ずしも条例で定める必要性はないものと判断しています。）。

また、このひな型は、第2条において、共済掛金の「金額」を明示する方法を記載しておりますが、共済掛金の「負担割合」を明示する方法も可能です（記載後段参照）。後者の「負担割合」を明示する方法では、今後共済掛金が改正された場合でも、条例等の改正は必ずしも必要ではありません。

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する条例（※注1）

第1条 この条例は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号、以下「法」という。）第17条第4項の規定に基づき、●●市が設置する法第3条に定める学校に在学する児童、生徒、学生又は幼児（以下「児童生徒等」という。）の保護者から徴収する災害共済給付に係る共済掛金（以下「共済掛金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

共済掛金の「金額」明示 Ver.（※注9）

第2条 児童生徒等の保護者から徴収する共済掛金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。（※注7）

- (1) 法第18条の定める義務教育諸学校（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。以下同じ。） 児童生徒1人につき年額●円（但し、児童生徒が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する場合は、児童生徒1人につき年額●円）（※注2）
- (2) 高等学校 生徒1人につき年額●円（※注3）
- (3) 幼稚園 幼児1人につき年額●円（※注4）
- (4) 幼保連携型認定こども園 児童1人につき年額●円（※注5、注6）

第3条 ●●市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、義務教育諸学校の児童生徒の保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、法第17条第4項ただし書の定める経済的理由によって納付することが困難であると認められるときに該当するものとして、共済掛金を徴収しない。（※注8）

- (1) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者
- (2) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた者

第4条 この条例に定めるもののほか共済掛金の徴収に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この条例は、令和●年●月●日から施行する。

- ※注1 最上段参照
- ※注2 施行令第3条第6項、第7条第1号
施行令第10条1号により10分の4～6まで
- ※注3 施行令第10条2号により10分の6～9まで
- ※注4 施行令第10条2号により10分の6～9まで
- ※注5 施行令第10条2号により10分の6～9まで
- ※注6 児童の呼称については、法附則第8条、児童福祉法第4条第1項に基づきます。
- ※注7 必要に応じ、法第3条所定の学校につき項目を追加してください。
- ※注8 法第17条第4項、第29条第2項第2号、施行令第17条第1項
- ※注9 第2条は、次のとおり、共済掛金の負担割合で定めることもできます。

共済掛金の「負担割合」明示 Ver. (※注9)

第2条 児童生徒等の保護者から徴収する共済掛金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。(※注7)

- (1) 法第18条の定める義務教育諸学校(小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。以下同じ。) 児童生徒1人につき、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令(平成15年8月8日政令第369号)、以下「施行令」という。)第7条第1号に定める額に10分の●を乗じて得た額(※注2)
- (2) 高等学校 生徒1人につき、施行令第7条第2号に定める額に10分の●を乗じて得た額(※注3)
- (3) 幼稚園 幼児1人につき、施行令第7条第4号に定める額に10分の●を乗じて得た額(※注4)
- (4) 幼保連携型認定こども園 児童1人につき、施行令第7条第4号に定める額に10分の●を乗じて得た額(※注5、注6)